

2014 年 10 月 10 日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「開示要件(第3の柱)の見直し」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)から去る6月24日に公表された「開示要件(第3の柱)の見直し」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

総論

1. 開示開始時期は 2018 年からとすべき(パラ8)

本市中協議文書では、2016 年4月1日からの実施が提案されている。一方、2017 年までに、レバレッジ比率の開示、SA-CCR(カウンターパーティリスクの標準的手法)の導入、ファンド投資の資本賦課変更等の規制変更が行われる予定と理解している。

これらの規制に対応するうえでのシステム対応や内部統制構築の必要性・重要性を鑑みると、本開示要件を満たすためには、相応の期間が必要であるため、開示開始時期を延期し、2018 年からとしていただきたい。

2. 開示のタイミングに関する要件を緩和すべき(パラ 22)

本市中協議文書では、「財務報告を行う期の第 3 の柱の報告書は、財務報告と同時に公表しなければならない」とされているが、本要件を緩和し、財務報告の後に公表することを許容いただきたい。もしくは経過措置期間を設け、新開示開始時点からの実施回避を許容いただきたい。

リスクベースの情報を速やかに市場に提供することの重要性は理解するものの、実務上は会計情報との整合確認やリソース面での制限により会計情報の確定後にリスク計数の集計を行っていることや経営者による分析に時間を要することから、両者の報告時期にはラグが生じている。両者のタイミングを同時とすると、上流にある会計情報の作成プロセス・精度にも影響を及ぼしかねず、少なくとも準備期間が無ければ実現困難であることから本要望を申し入れるもの。

3. 開示項目の粒度や頻度については、預金者や一般投資家にとっての理解促進・有用性向上という観点から、「重要性の原則」を明確に記述していただきたい。(パラ 24、37 他)

本市中協議文書では、現行に比べ開示項目数を増やすとともに、頻度も四半期ごとする案が示されている。しかし、開示の量が膨大となることにより、「どれが重要な情報か」がわかりにくくなるおそれがある。特に一部のプロ市場参加者以外の預金者や一般投資家にとっては理解しづらい、有用でないものになることを懸念する。

パラグラフ 37 では、「原則 3」として「開示は、利用者にとって有益であるべき」とし、「most significant」な情報開示をハイライトすることを求めているが、「有益である」ことの基準が不明確である。そこで、「重要性の原則」を明確にすべく、定量的な基準を設け、金額が僅少でリスク管理の観点からも重要でないと思われるエクスポージャーについては開示を不要とすることを提案する。それは、預金者や一般投資家が重要な情報を特定することを容易にし、理解促進・有用性向上を促進するものであると考える。(なお、基準を設けるべきと考える個別テンプレートについては、以下の各論にて具体的に提案する。)

各論

1. 内部格付手法 (IRB) 採用行による標準的手法 (SA) ベースにもとづく所要自己資本の開示については慎重に議論すべき (パラ 13)

本市中協議文書において、開示要件の見直しの第2段階として、「IRB 採用行による SA ベースにもとづく所要自己資本の開示」を検討するとされている。

しかし、IRB 採用行は各自の内部データにもとづいて、IRB の枠組みに即した信用リスク管理を行っており、第 1 の柱においても算出を要さず、かつ内部管理においても使用しない SA ベースの所要自己資本の開示は、IRB 採用行に信用リスク管理の実態と乖離した計数の算出・開示を強いることになり適切ではないと考える。

また、SA は IRB に比べ計測の粒度が粗く、リスク感応度においては IRB に比べ低いことから、IRB と SA の計算結果の違いをもってポートフォリオのリスク特性やモデルに関する銀行間の差異を説明することは適切ではないと考える。

かつ、SA をベンチマークとすることで、SA による計算結果の方がより正しいまたは信頼できるものとの誤解を利用者に与える懸念がある。これは、結果的に IRB にもとづく規制の実効性を損なうものであり、金融機関によるリスク管理の高度化へのインセンティブ低下、延いては銀行界全体のリスク管理の水準そのものの低下につながりかねないと危惧する。

上記の理由から、現状では SA で開示を行なうために IRB 採用行が人的・設備投資を行なうことは意義が乏しいと考える。現在、よりリスク感応的な SA を所要自己資本算出上のフロアの基準とする案が BCBS において議論されていると認識しており、第3の

柱への適用は当該議論の完了以降としていただきたい。

また、可能性を示唆するだけとは言え、第3の柱に係る規則文書に IRB 採用行による SA ベースにもとづく所要自己資本の開示について記載することは、投資家や預金者を含めた関係者に対して、そのような開示の導入が決まったかのような誤解を生むため、最終化する際には記載を削除していただきたい。

2. 任意様式のテンプレートにつき、「(or greater than)」および「ie at least the same level of granularity as if the template/table were completed」を「to the extent that the information is meaningful」という表現に改めるべき(パラ 42、43)

Fixed Format(パラ 42)では該当のない行列の削除が認められているのに対し、Flexible Format(パラ 43)ではテンプレートのカスタマイズが認められる一方でディスクロージャー要件と同等もしくはそれ以上(equivalent to (or greater than))の情報の開示が求められている。これは実質的に開示情報の下限が示されていると解釈でき、重要性に鑑みて情報の取捨選択を行い、ユーザーの理解しやすさを追求すべき Flexible Format の柔軟性を低下させている可能性がある。

したがって、Guiding Principle 3(開示は読み手にとって重要なものであるべき)と整合するかたちで、パラ 43 から「(or greater than)」および「ie at least the same level of granularity as if the template/table were completed」を削除し、「to the extent that the information is meaningful」を本文の末尾に追記されることが望ましい。

3. 各テンプレート・表に関するコメント

テンプレート・表	コメント
テンプレート LI1	<p>所要自己資本の算定におけるエクスポージャーは資産のみから生じるため、重要性の原則からも負債の欄は不要であり、削除していただきたい。</p>
テンプレート CR3	<p>19 ページの注記 (Linkage across templates) の算式で「CR3 のエクスポージャーの合計は、CR1 の"Net Value"と整合する」とあるが、整合しない。理由は、CR3 には引当や償却を相殺しないエクスポージャー数値を記載する一方、CR1の (Net Value) は相殺後の数値となるため。</p> <p>例えば、以下のような修正案が考えられる。</p> <p>[修正案]</p> <p>Linkages across templates の数式の後に以下の文章を挿入。</p> <p>These linkages are applicable in SA, since in IRB the amounts in CR3 are measured gross of specific provisions or partial write-offs as stipulated in paragraph 308 of Basel Accord.</p>
テンプレート CR7、CR10	<p>信用リスク削減手法に係る情報の開示頻度は四半期ではなく財務報告と同じとしていただきたい。</p> <p>理由は、以下二点。一点は信用リスク削減手法に係る計数は四半期間で急激な変化が見込まれるものではないこと。</p> <p>もう一点は、所要自己資本算定の主要な情報を提供するという四半期開示の目的を鑑みると現行案の四半期開示量はやや過大と考えられ、その中ではこの情報は主要度が相対的に低いと考えること。</p>
テンプレート CR7、CCR3	<p>利用者にとって真に有益な情報を開示するという観点から、SA の開示が必要なケースは一定の定量基準を上回る銀行のみとし、ポートフォリオのごく一部にのみ SA を適用している場合 (例えば、SA 資産の全資産に対する RWA の割合が閾値 (1%) 未満と僅少の場合) には、重要性の原則により、その旨を表示すれば当該 SA にかかる開示は不要との注釈を本テンプレートの説明文に加えていただきたい。なお、自己資本比率 8%の金融機関を前提とした場合、RWA 合計の 1%の変動が自己資本比率に与える影響は 0.1%未満であるため、定量基準として 1%という水準は十分に低いと考えられる。</p>
テンプレート CR11	<p>「Format:Flexible(provided the content and the granularity are at least equivalent).」の (括弧)内については削除する、もしくは一定の定量基準 (例えば RWA 全体に占める割合が閾値 (1%)) を上回る要因に限定していただきたい。</p> <p>現行案のままの場合、全ての銀行が少なくとも項番 2~7 の変動要因に切り分けて要因を開示することが必須となるが、各銀行のビジネスモデルやリス</p>

	<p>クプロファイルといった特性に応じ、リスクアセットに変動を及ぼす要因は異なってくる上、変動要因は相互に影響し合うものであり、画一的な要因分解は困難である。重要性の原則からも、全ての銀行が全ての項目を毎回一律に各要因に分解し開示するのではなく、任意の要因を合理的な範囲で設定し対応できるようにすることが望ましいと考える。</p> <p>なお、自己資本比率8%の金融機関を前提とした場合、RWA 合計の1%の変動が自己資本比率に与える影響は 0.1%未満であるため、定量基準として1%という水準は十分に低いと考えられる。</p>
<p>テンプレート CR12 (「 the granularity are at least equivalent」の解釈)</p>	<p>「Format:Flexible(provided the content and the granularity are at least equivalent).」については、例えば LDP(Low Default Portfolio)等において、バーゼル委員会のニュースレター(「Validation of low -default portfolio in Basel II (Basel Committee Newsletter No.6, September 2005)の Annex」)の例示にもとづき、ポートフォリオを統合して PD を推計している場合等は、ポートフォリオを統合したベースでの開示も許容していただきたい。</p>
<p>(「 External rating equivalent」の列)</p>	<p>外部格付機関毎にデフォルトの定義やデフォルト率の算出方法は異なるため、外部格付は銀行間の PD を比較可能とする共通の尺度とはならない。したがって、「External rating equivalent」の列は不要と考える。</p>
<p>(「 Average historical annual default rate」の期間)</p>	<p>「Average historical annual default rate」の期間については5年とされているが、“more stable”なデフォルト率としては、より長期の期間の方が安定性は高まる。</p> <p>したがって、PD 推計にあたって5年以上デフォルト率を用いている場合は、推計に用いたデータ期間とすべき。</p>
<p>(各国・地域毎の区分、FIRB・AIRB のテンプレート分離)</p>	<p>国・地域別、FIRB・AIRB 別の開示は、リスク管理の実態に即した区分で行われるかたちが適切である。理由は以下のとおりである。</p> <p>例えば、1 つの格付制度を複数の国(例:米国と日本)で適用しているケースで、特定の国(例:米国)のサンプル数が少なくその国の実績だけでは適用パラメータの有意性を疎明できない場合、実際のバックテスト上は問題が生じていなくとも、その国を切り出して開示することでパラメータ推計値が実績と乖離しているとの誤解を生む可能性がある。なお、同様の誤解は、FIRB/AIRB を分けて開示することによっても生じる。</p> <p>斯かる理由から、Format 欄に係る以下の修正の検討をお願いしたい。</p> <p>「・・・The portfolio breakdown in the rows will be set in aligned with internal risk management (e.g. at individual jurisdiction level or at geographical level) to reflect exposure categories・・・」</p>

<p>(正常化先に係る分析)</p>	<p>「付随する記載」にて、「正常化(cured)した債権に係る金額と債務者数を開示すること」が求められているが、「正常化を PD 推計に勘案している場合」に限るべきである。</p> <p>銀行によっては正常化を「回収」として LGD 値に反映しており、PD 推計値とリンクしないため、この開示情報は“PD のバックテスト”とは関連のない情報となる。</p> <p>斯かる銀行にも適用可能なテンプレートとなるよう、Accompanying narrative 欄を修正し、代替的に CRE への文章挿入を検討いただきたい。</p> <p>[CR12 Accompanying narrative の挿入文言(下線)]</p> <p>「Banks must also supplement the template in disclosing the amount of exposure and the number of obligors whose defaulted exposures have been cured in the year, <u>if banks count them for the PD estimation purpose.</u>」</p> <p>[CRE への挿入文言(下線)]</p> <p>「f (iv) <u>treatments of cured exposures in the parameter estimation</u>, any deviation from the definition of default as permitted by prudential regulations (where these are determined to be material, banks must also indicate for each class the main categories of exposure affected by such deviations);」</p>
<p>テンプレート CCR5</p>	<p>銀行が受け入れている担保については、「Segregated」、「Unsegregated」によって保全の効力における差異はなく、また、銀行が担保に差し入れたものが「Segregated」かどうかは、カウンターパーティ・リスクの削減とは関係ない。これは投資家の利益になるとは思えない。また、BCBS が策定したルールの中で「Segregated」であることは最低要件とされており(バーゼルテキストのパラグラフ 145 以降「担保に関する最低要件」に、本件に該当する規定なし)、そのような区分に分けての開示を求めることの合理性が乏しい。このため、担保の開示については、情報の有用性の観点から、「Segregated」、「Unsegregated」の区分を行わず総額で開示することにとどめるべきと考える。</p>
<p>テンプレート MR3 (キー・ドライバー別の増減要因分析 その1)</p>	<p>リスク量の増減額の内訳をすべて開示するのではなく、一定以上の大幅な増減があった項目について投資家はその要因を把握できるよう、特記事項として変動事由や影響額を記載する扱いとしていただきたい(テンプレート案ご参照)。</p> <p>重要性の原則にもとづき、投資家のニーズを満たす範囲での情報開示に限定するなど、報告内容に柔軟性を持たせることによって、このテンプレートの定期的、かつ速やかな算出・報告が可能になると考える。</p>

	VaR	Stressed VaR	IRC	CRM	Total VaR
RWA at end of reporting period	xxx	xxx	xxx	xxx	x,xxx
RWA at previous reporting period end	yyy	yyy	yyy	yyy	y,yyy
Change	zz	zz	z	(z)	zz

Key drivers of the material changes

(e.g. Movement of market risk, Market movement, Model update/change)

(add narrative comments related to major factors which contributed to material changes to each risk.)

ex.

[Model change] changed VaR/Stressed VaR calculation method to taking into account weighting scheme

Impact to VaR: bb, to Stressed VaR: cc

[Market movement] USD yield curve steepening impacted VaR increase

Impact to VaR: dd

以 上